



平成24年1月18日

各建設業者団体の長様

広島県土木局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
建設産業課

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行され、建設業者が建設工場の現場に掲げることとされている標識等について、その大きさが縮小されることとなりました。これに伴い、「建設業許可申請の手引き」の一部読み替えが必要になるとともに、改正後の浄化槽工事業等に係る様式を広島県ホームページに掲載しました。

については、会員の皆様への周知をよろしく申し上げます。

1 改正の内容

(1) 建設業者が建設工場の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号が改正され、建設業者が建設工場の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとされた。

(2) 浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工場の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び第9号が改正され、浄化槽工事業（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業所及び浄化槽工場の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとされた。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）別記様式第7号が改正され、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとされた。

(4) その他

改正内容の詳細については下記ホームページをご確認ください。

- 「建設業法施行規則等の一部を改正する省令について」（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000142.html

- 「建設工事の現場等に掲げる標識の大きさについて」（広島県ホームページ）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/20111227kaisei.html>

2 「建設業許可申請の手引き」の読み替え等について

(1) 「建設業許可申請の手引き」の読み替えについて

建設業法施行規則等の一部改正に伴い、「建設業許可申請の手引き」を以下のとおり読み替えて使用してください。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
〔建設工事の現場に掲げる標識〕 (P.71)	縦 <u>40</u> cm以上 横 <u>40</u> cm以上	縦 <u>25</u> cm以上 横 <u>35</u> cm以上

(2) 浄化槽工事業等に係る様式について

改正後の浄化槽工事業等に係る様式については広島県ホームページに掲載しています。

【広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)】

トップページ > 組織でさがす > 土木局 > 建設産業課

トップページ > 組織でさがす > しごと・産業 > 土木・建築関係 > 建設業

【改正箇所】

- 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令別記様式第8号及び別記様式第9号

- 解体工事業に係る登録等に関する省令別記様式第7号

担当 建設業グループ

電話 (082)513-3822 (ダイヤル)

(担当者 藤木)



平成24年1月18日

広島県行政書士会会長 様

広島県土木局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52

建設産業課

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行され、建設業者が建設工場の現場に掲げることとされている標識等について、その大きさが縮小されることとなりました。これに伴い、「建設業許可申請の手引き」の一部読み替えが必要になるとともに、改正後の浄化槽工事業等に係る様式を広島県ホームページに掲載しました。

ついては、会員の皆様への周知をよろしく申し上げます。

1 改正の内容

(1) 建設業者が建設工場の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号が改正され、建設業者が建設工場の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとされた。

(2) 浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工場の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び第9号が改正され、浄化槽工事業（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業所及び浄化槽工場の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとされた。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）別記様式第7号が改正され、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとされた。

(4) その他

改正内容の詳細については下記ホームページをご確認ください。

- 「建設業法施行規則等の一部を改正する省令について」（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000142.html

- 「建設工事の現場等に掲げる標識の大きさについて」（広島県ホームページ）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/20111227kaisei.html>

2 「建設業許可申請の手引き」の読み替え等について

(1) 「建設業許可申請の手引き」の読み替えについて

建設業法施行規則等の一部改正に伴い、「建設業許可申請の手引き」を以下のとおり読み替えて使用してください。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
〔建設工事の現場に掲げる標識〕 (P.71)	縦 <u>40</u> cm以上 横 <u>40</u> cm以上	縦 <u>25</u> cm以上 横 <u>35</u> cm以上

(2) 浄化槽工事業等に係る様式について

改正後の浄化槽工事業等に係る様式については広島県ホームページに掲載しています。

【広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)】

トップページ > 組織でさがす > 土木局 > 建設産業課

トップページ > 組織でさがす > しごと・産業 > 土木・建築関係 > 建設業

【改正箇所】

- 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令別記様式第8号及び別記様式第9号

- 解体工事業に係る登録等に関する省令別記様式第7号

担当 建設業グループ

電話 (082)513-3822 (ダイヤル)

(担当者 藤木)